

## 船橋市新規就農者育成総合対策事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、予算の範囲内で船橋市新規就農者育成総合対策事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知。以下「国実施要綱」という。）、新規就農者確保緊急対策実施要綱（令和3年12月20日付け3経営第1996号農林水産事務次官依命通知。以下「新規就農実施要綱」という。）、新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱（令和5年1月2月1日付け5経営第2016号農林水産事務次官依命通知。以下「円滑化対策実施要綱」という。）、農業次世代人材投資事業等交付要綱（平成24年8月21日 担い手第691号制定。以下「県交付要綱」という。）、千葉県就農準備資金・経営開始資金実施要領（令和4年4月1日 担い手第396号制定。以下「県要領」という。）及び船橋市補助金等の交付に関する規則（昭和56年船橋市規則第50号。以下「規則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次項に定めるもののほか、「国実施要綱」及び「県交付要綱」の例による。

2 この要綱において「補助事業」とは、国実施要綱に規定する経営開始直後の新規就農者に対して資金を交付する事業（以下「経営開始資金」という。）をいう。

### (補助対象者等)

第3条 市長は、以下の全ての要件を満たすものに対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 独立・自営就農時の年齢が、原則50歳未満であり、次世代を担う農業者となることについての強い意欲を有していること。

3 次に掲げる要件を満たす独立・自営就農であること。なお、補助対象者が農業経営を法人化している場合は、(1)及び(2)の「補助対象者」を「補助対象者又は補助対象者が経営する法人」と、(3)及び(4)の「補助対象者」を「補助対象者が経営する法人」と読み替えるものとする。

(1) 農地の所有権又は利用権（農地法（昭和27年法律第229号。以下「農地法」という。）第3条に基づく農業委員会の許可を受けたもの、同条第1項各号に該当するもの、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年5月27日法律第56号。以下「令和4年改正法」という。）附則第5条に基づく公告があったもの、令和4年改正法附則第9条に基づく公告があったもの、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に基づく公告があったもの、都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条に基づく認定を受けたもの又は特定作業受委託契約を締結したものをいう。）を補助対象者が有していること。

(2) 主要な農業機械・施設を補助対象者が所有し、又は借りていること。

(3) 生産物や生産資材等を補助対象者の名義で出荷・取引すること。

(4) 補助対象者の農産物等の売上げや経費の支出などの経営収支を補助対象者の名義

の通帳及び帳簿で管理すること。

- (5) 補助対象者が農業経営に関する主宰権を有していること。

- 4 青年等就農計画の認定を受けた者であること。ただし、交付期間中に、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。）第14条の5第2項に規定する認定の取消しを受けた場合及び同条第3項に規定する認定の効力を失った場合を除く。
- 5 青年等就農計画に経営開始資金等申請追加資料（第1号様式）を添付したもの（以下「青年等就農計画等」という。）が次に掲げる要件に適合していること。
- (1) 農業経営を開始して5年後までに農業（農業生産のほか、農産物加工、直接販売、農家レストラン、農家民宿等関連事業を含む。）で生計が成り立つ計画であること
  - (2) 計画の達成が実現可能であると見込まれること。
- 6 経営の全部又は一部を継承する場合は、継承する農業経営に従事してから5年以内に継承して農業経営を開始し、かつ交付期間中に、経営の多角化、新技術の導入等経営発展に向けた取組を行い、新規参入者（土地や資金を独自に調達し、新たに農業経営を開始した者をいう。）と同等の経営リスクを負って経営を開始する青年等就農計画等であると市長に認められること。当該経営が新規参入者と同等の経営リスクを負っていると市長が認めた根拠及び考え方を整理し、県から照会があった場合は提示すること。なお、一戸一法人（原則として、世帯員のみで構成される法人をいう。）以外の農業法人を継承する場合は交付の対象外とする。
- 7 地域計画（基盤強化法第19条第1項に規定する地域計画をいう。）のうち目標地図（同条第3項の地図をいう。以下同じ）に位置づけられている、若しくは位置づけられることが確実と見込まれること、あるいは農地中間管理機構から農地を借り受けていること（以下「目標地図に位置づけられた者等」という。）
- 8 次に掲げる条件に該当していること。
- (1) 原則として生活費の確保を目的とした他の事業による給付等を受けていないこと。
  - (2) 雇用就農資金等実施要綱（令和7年3月31日付け6経営第2412号農林水産事務次官依命通知）別記1雇用就農資金（以下「雇用就農資金」という。）、農業人材力強化総合支援事業実施要綱の別記2農の雇用事業（以下「農の雇用事業」という。）、新規就農者確保加速化対策実施要綱の別記2就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業（以下「就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業」という。）、新規就農実施要綱の別記2雇用就農者実践研修支援事業（以下「雇用就農者実践研修支援事業」という。）による助成金の交付を現に受けておらず、かつ過去に受けていないこと。
  - (3) 国実施要綱の別記1経営発展支援事業のうち地域計画早期実現支援枠、円滑化対策実施要綱の別記2世代交代・初期投資促進事業のうち世代交代円滑化タイプによる助成金、又は経営継承・発展等支援事業実施要綱（令和3年3月26日付け2経営第2988号農林水産事務次官依命通知）の別記1経営継承・発展支援事業による補助金の交付を現に受けておらず、かつ過去に受けていないこと。
  - (4) 国実施要綱の別記1経営発展支援事業のうち通常枠、新規就農実施要綱の別記6初期投資促進事業（以下「令和4年度補正初期投資促進事業」という。）又は円滑化対策

実施要綱の別記2世代交代・初期投資促進事業のうち初期投資促進タイプ（以下「初期投資促進事業等」という。）について補助対象事業費の上限額である1,000万円（夫婦で共同経営する場合は夫婦で1,500万円）の助成を現に受けておらず、かつ過去に受けていないこと。

9 園芸施設共済の引受対象となる施設を所有する場合は、当該施設について、気象災害等による被災に備えて、園芸施設共済、民間事業者が提供する保険又は施工業者による保証等に加入している、又は加入することが確実と見込まれること。

10 前年の世帯全体の所得が600万円以下（被災による経営開始資金等の交付休止期間中の所得を除く。以下同じ。）であること。ただし、当該所得が600万円を超える場合であっても、生活費の確保の観点から支援対象とすべき切実な事情があると市長が認める場合は、採択及び交付を可能とする。この場合、市長は生活費の確保の観点から支援対象とすべき切実な事情があると認めた根拠及び考え方を整理し、県から照会があつた場合は提示すること。

11 就農する地域における将来の農業の担い手として、地域のコミュニティへの積極的な参加に努め、地域の農業の維持・発展に向けた活動に協力する意思があること。

12 令和4年4月以降に農業経営を開始した者であること。

13 環境と調和の取れた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号）に基づく環境負荷低減に取り組む意思があること。

14 補助対象者は、原則として交付期間内に、農業経営人材育成研修プログラムの中級コースなど、農業経営力の向上に資する研修を受講し、修了すること。

15 経営開始資金の場合は経営開始支援資金で、経営開始支援資金の場合は経営開始資金で県実施要領第7の2の（2）の承認を受けているが、承認された交付期間に応じた資金の交付が完了していないこと。

16 次に掲げる事項に該当しない者であること。

（1）宗教上の組織又は団体若しくは政治団体

（2）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するもの

（3）その他市長が適当でないと認めるもの

（補助金の額及び交付期間）

第4条 補助金の額及び交付期間は、別表に定めるとおりとする。

（青年等就農計画等の承認申請等）

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、当該補助金の交付の申請前に、承認申請（第2号様式）を作成の上、市長に承認申請するものとする。

2 前項の承認申請を作成するに当たっては、当該承認申請の妥当性及び目標達成の実現性の観点から、県実施要領の第7の2の（11）に定めるサポート体制の関係者等から助言並びに指導を受けることとする。

3 市長は、経営開始資金等の交付を受けようとする者から青年等就農計画等の承認申請があった場合には、青年等就農計画等の内容について審査する。審査の結果、県実施要

領第5の2の(1)の要件及び令和4年3月29日付け農林水産省経営局就農・女性課長通知の「交付対象者の考え方」を満たし、資金を交付して経営の開始及び定着を支援する必要があると認めた場合は、予算の範囲内で青年等就農計画等を承認するとともに、審査の結果を申請したものに青年等就農計画等承認・不承認通知書(第3号様式)にて通知する。なお、審査に当たっては、県実施要領の第7の2の(11)に定めるサポート体制の関係者による面接等の実施により行うものとする。

- 4 第1項の承認を受けた者は、青年等就農計画等を変更する場合は、計画の変更を申請する(追加の設備投資を要しない程度の経営面積の拡大や品目ごとの経営面積の増減等の軽微な変更の場合は除く。)。
- 5 前項の規定による計画書の変更の承認の申請は第3項の規定を準用する。

(交付申請)

第6条 前条の承認を受けた者、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書(第4号様式)に必要な書類を添え、市長に申請しなければならない。

- 2 前条の規定による申請は、半年分又は1年分を単位として行うことを基本とし、原則として、申請する補助金の対象期間の最初の日から1年以内に行うものとする。また、申請の対象は、令和5年4月以降の農業経営とする。

(交付決定)

第7条 市長は、補助金の交付決定をしたときは、速やかにその決定の内容(条件を付した場合にはその条件を含む。)を、補助金交付決定通知書(第5号様式)により申請者に通知するものとする。

- 2 前項の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「開始資金補助対象者」という。)は、補助金等交付請求書(第6号様式)により、市長に補助金の交付を請求するものとする。

3 市長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに資金を交付するものとする。

(就農状況の報告等)

第8条 開始資金補助対象者は、交付期間中、毎年7月末及び1月末までにその直前の6か月の就農状況報告(第7号様式)により市長に報告しなければならない。

- 2 交付期間終了後5年間(第10条第3項の手続により、就農を中断した場合は、就農中断期間を除いて5年間とする。以下同じ。)、毎年7月末及び1月末までにその直近6か月の作業日誌(第8号様式)を市長に提出する。
- 3 市長は、前項の就農状況報告書が提出されたときは、県実施要領の第7の2の(11)に規定するサポートチームと協力し、「交付対象者の考え方」を満たしているかどうか実施状況を確認し、必要な場合はサポートチームと連携して適切な指導を行うものとする。
- 4 市長は、前項の確認に加え、サポートチームと協力して開始資金補助対象者の経営状況の把握に努めることとし、交付期間中、必ず年1回は、以下の(1)から(3)までの方法により、就農状況確認チェックリスト(第9号様式)を用いて、開始資金補助対象者の経営状況と課題を開始資金補助対象者とともに確認し、青年等就農計画の達成に向けて経営改善等が必要な場合は、適切な助言及び指導を行うものとする。

(1) 開始資金補助対象者への面談

ア 営農に対する取組状況

- イ 栽培・経営管理状況
  - ウ 青年等就農計画等達成に向けた取組状況
  - エ 労働環境等に対する取組状況
- (2) 圃場確認
- ア 耕作すべき農地が遊休化されていないか
  - イ 農作物を適切に生産しているか
- (3) 書類確認
- ア 作業日誌
  - イ 帳簿
  - ウ 農地の権利設定の状況が確認できる書類(農地基本台帳、農地法第3条の許可を受けた使用貸借、賃貸借若しくは売買契約書、公告のあった農用地利用集積計画若しくは農用地利用配分計画、特定作業受委託契約書又は都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第1項の規定に基づく事業計画のうち該当する箇所のいずれかの書類の写し。)
- 5 開始資金補助対象者は、交付期間内から交付期間終了後5年間までの間に、氏名、居住地、電話番号等を変更した場合は、変更後1月以内に住所等変更届（第10号様式）を市長に提出しなければならない。
- 6 開始資金補助対象者は、交付終了後の就農継続期間中にやむを得ない理由により就農の中止（当該中止の期間は就農を中断した日から原則1年以内に限る。）をする場合は、中断後1月以内までに市長に就農中断届（第11号様式）を提出しなければならない。
- 7 就農を再開する場合は就農再開届（第12号様式）を市長に提出しなければならない。
- 8 開始資金補助対象者は、交付期間終了後5年の間に農業経営を中止し、離農した場合は、離農後1か月以内に離農届（第13号様式）を市長に提出しなければならない。
- （交付の中止）
- 第9条 開始資金補助対象者は、経営開始資金の受給を中止する場合は市長に中止届（第14号様式）を提出しなければならない。
- （交付の休止）
- 第10条 開始資金補助対象者は、病気などのやむを得ない理由により就農の休止（当該休止の期間が原則として1年以内のものに限る。）をする場合は、市長に休止届（第15号様式）を提出しなければならない。
- 2 前項の休止届を出した開始資金補助対象者が就農を再開する場合は、経営再開届（第16号様式）を市長に提出しなければならない。
- 3 開始資金補助対象者が妊娠・出産又は災害により就農を休止する場合は1度の妊娠・出産又は災害につき最長3年の休止期間を設けることができる。
- 4 前項の休止期間は、別表に規定する夫婦で農業経営を行う妻が妊娠・出産により就農を休止する場合を除き、当該休止期間と同期間の交付期間の延長をすることができる。この場合において、前項の経営再開届と合わせて第5条第3項の手続に準じて青年等就農計画等の交付期間の変更を申請する。
- （補助金の返還）
- 第11条 開始資金補助対象者は、県実施要領第5の2の（4）のいずれかに該当するこ

ととなったときは、その該当することとなった時点が既に交付した資金の対象期間中である場合にあっては、残りの対象期間の月数分(当該各号のいずれかに該当することとなった月を含む。)の資金を月単位で返還しなければならない。

(返還免除)

第12条 開始資金補助対象者は、県実施要領第5の2の(4)のただし書の病気や災害等のやむを得ない事情に該当する場合は返還免除申請書(第17号様式)を市長に提出する。

(補助対象者情報の共有)

第13条 市長は、国及び全国農業委員会ネットワーク機構等と補助対象者の情報を共有することにより、補助対象者が定着し、地域の中心となる農業経営者となっていくまで、より丁寧なフォローアップに活用するとともに、交付状況の確認、重複、虚偽申請の確認等の確認のため、当該情報を利用するものとする。

- 2 市長は、国実施要綱の別記2の第7の3の(2)のデータベースに交付情報等を速やかに登録するものとする。
- 3 他の都道府県又は全国農業委員会ネットワーク機構が就農準備資金を交付した者が、千葉県で就農した場合は、就農状況の確認に協力する。
- 4 市長は、国実施要綱の雇用就農資金の第6の10の照会があった場合、準備資金交付対象者又は開始資金補助対象者の就農状況に関する情報を提供する。
- 5 市長は、本事業の実施に際して得る個人情報については、第4号様式(別添2)により適切に取り扱うものとする。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(別表)

補助事業等の名称	新規就農者育成総合対策事業
補助金の名称	新規就農者育成総合対策事業補助金
補助金の額	<p>ア 経営開始資金の額は、交付期間1月につき1人あたり12.5万円（1年につき150万円）とする。また、交付期間は最長3年間（経営開始後3年度目まで）とする。</p> <p>イ 夫婦で農業経営を開始し、以下の要件を満たす場合は、交付期間1月につき夫婦合わせて、アの額に1.5を乗じて得た額（1円未満は切捨て）を交付する。</p> <p>(ア) 家族経営協定を締結しており、夫婦が共同経営者であることが規定されていること。</p> <p>(イ) 主要な経営資産を夫婦で共に所有し、又は借りていること。</p> <p>(ウ) 夫婦共に目標地図に位置づけられた者等となること。</p> <p>ウ 複数の青年就農者が農業法人を設立し、共同経営する場合は、当該青年就農者（当該農業法人及び青年就農者それぞれが目標地図に位置づけられた者等限る。）に交付期間1月につきそれぞれアの額を交付する。</p> <p>ただし、経営開始後3年以上経過している農業者（当該農業者が農業次世代人材投資事業又はアの交付を受けている場合は、その3年度目を超えている農業者）が法人の役員に1名でも存在する場合は、当該法人の他の役員も交付の対象外とする。</p>
申請時期	青年等就農計画等の承認以降とする。

第1号様式（県要領別紙様式第2号－1を一部加筆）

経営開始資金等申請追加資料

年　月　日

船橋市長　　あて

住 所 :

氏 名 :

(生年月日： 年 月 日： 歳)

国実施要綱、新規就農実施要綱、円滑化対策実施要綱、県交付要綱、県要領、交付要綱の規定を遵守し、農業経営に励むことを誓約します。

なお、国実施要綱、新規就農実施要綱、円滑化対策実施要綱、県交付要綱、県要領、交付要綱等の規定により、当該資金の交付を停止され、一部又は全部を返還することについて異議はありません。その際には、既に交付を受けた資金の一部又は全部を返還することを（保証人の署名を添えて\*2）誓約します。

1 メールアドレス

2 農業を始めようと思った理由

3 「目標地図」への位置付け等

集落又は地域名等		<input type="checkbox"/> 位置付けられている	<input type="checkbox"/> 位置付けられる見込み
<input type="checkbox"/> 農地中間管理機構から農地を借り受けている			

4 交付期間（経営開始資金等）

年　　月～　　年　　月
-------------

5 過去の研修等の経験（農業次世代人材投資事業（準備型）又は就農準備資金等交付期間）

年　　月　　日　～　　年　　月　　日
--------------------

6 その他

園芸施設共済等への加入 (園芸施設共済の引受対象となる施設を所有する場合のみ)	<input type="checkbox"/> 加入している又は 加入予定(　月) <input type="checkbox"/> 加入していない
生活費の確保を目的とした他の事業による 給付等(例:生活保護制度、雇用保険制度(失業 手当)等)	<input type="checkbox"/> 給付等を受けている <input type="checkbox"/> 給付等を受けていない
雇用就農資金、農の雇用事業、就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業、雇用就農者実践研修支援事業による助成金の交付、経営継承・発展支援事業、就農準備支援事業、経営発展支援事業、令和4年度補正初期投資促進事業、初期投資促進事業等による助成金の交付、経営継承・発展支援事業による補助金の交付	<input type="checkbox"/> 交付を受けている 又は受けたことがある <input type="checkbox"/> 交付を受けていない 又は受けたことがない
前年の世帯全体の所得* <sub>1</sub>	万円
前年の世帯全体の所得が600万円を超えていてもかかわらず資金交付が必要な理由(超える場合のみ記入)	
<p>※本欄は市町村の記入欄 生活費確保の観点から支援対象とすべき切実な事情の有無(□有 □無) 【所見】</p>	

7 保証人\*<sub>2</sub>

住所	
氏名	
住所	
氏名	

添付書類

別添1: 収支計画

別添2: 履歴書

別添3: 離職票の原本(離職票の提示が可能な場合)

別添4: 経営を開始した時期を証明する書類(農地等の経営資産の取得時期が分かる書類等)

- 別添5：経営を継承する場合は、従事していた期間が5年以内である事を証明する書類（過去の経歴を証明する書類（就業証明書、卒業証明書、住民票（遠隔地に住んでいた場合）の写しなど）
- 別添6：農地及び主要な農業機械・施設の一覧、農地の権利設定の状況が確認できる書類及び農業機械・施設を自ら所有し、又は借りていることが確認できる書類
- 別添7：通帳・帳簿の写し
- 別添8：前年の世帯全体の所得を証明する書類（源泉徴収票、所得証明書等）。前年の世帯全体の所得が600万円を超える場合は、必要に応じて生活費確保の観点から資金を必要とする理由欄に記載した事情の裏付けとなる書類を添付。
- 別添9：誓約書（暴力団排除）
- 別添10：身分を証明する書類（運転免許証、パスポート等の写し）

- \* 1 「世帯」とは、本人のほか、同居又は生計を一にする別居の配偶者、子及び父母が該当。  
「所得」とは、地方税法第292条第1項第13号に定める「合計所得金額」。
- \* 2 補助対象者が未成年の場合は、必ず保証人を立てること。また、青年等就農計画等の変更申請で保証人に変更がない場合は記入不要。

## 収支計画

\*既に農業経営を開始している場合は実績を記載

		経営開始					
農業収入	○○（作目）	1年目 (年月～年月)	2年目 (年月～年月)	3年目 (年月～年月)	4年目 (年月～年月)	5年目 (年月～年月)	
		経営規模					
		生産量					
		売上高（円）					
		経営規模					
		生産量					
		売上高（円）					
		経営規模					
		生産量					
		売上高（円）					
その他							
経営開始資金等（円）*							
収入計（円）①（資金を除く）							

		経営開始				
農業経営費（円）	1年目 (年月～年月)	2年目 (年月～年月)	3年目 (年月～年月)	4年目 (年月～年月)	5年目 (年月～年月)	
	原材料費					
	減価償却費					
	出荷販売経費					
	雇用労賃					
支出計（円）②						
【参考】設備投資（内容、金額）						
所得計（円）①-②						

※ 夫婦共同経営の場合は150万円の1.5倍。

## 別添2 (国実施要綱と同じ)

## 履歴書

## 1. 氏名等

(ふりがな)					
住 所	〒□□□-□□□□				
(ふりがな)					
連絡先	〒□□□-□□□□				
(ふりがな)		生年月日	年齢	性別	電話番号
氏 名		昭和 年 月 日 平成 年 月 日		1. 男 2. 女	

## 2. 家族構成

氏 名	続柄	生年月日	住 所

## 3. 学歴等

履歴	年	月	学歴・職歴 (各別に記入)			
履歴				年	月	免許・資格

誓 約 書

年 月 日

船橋市長 あて

[申請者] 住 所 :

フリガナ :

氏 名 : 印

生年月日 : 年 月 日

補助金の交付を申請した事業を行う者が農業次世代人材投資事業等交付要綱第2条第2項第一号から第三号までのいずれにも該当せず、将来においても当該各号のいずれにも該当しないことを誓約します。

また、補助金等の交付申請をするに当たり、上記内容に該当しないことを確認するため、交付主体が千葉県警察本部に照会することについて承諾します。

なお、誓約した内容と事実が相違することが判明した場合には、計画の承認を受けられないこと、資金の交付を受けられないこと又は資金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消されることになっても異議はありません。

また、これにより生じた損害については、当方が一切の責任を負うものとします。

(注) 本人の自署とする場合は、押印不要であるが、本人確認書類の写しを添付すること。

第2号様式（県要領別紙様式第2号を一部加筆）

年　月　日

船橋市長　　あて

住　所：  
氏　名：  
電話番号：  
(生年月日：　年　月　日：　歳)  
メールアドレス：

経営開始資金等に係る青年等就農計画等の承認申請について

新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱（令和5年12月1日付け5経営第2016号農林水産事務次官依命通知）別記1第6の2の（1）及び千葉県就農準備資金・経営開始資金実施要領（令和4年4月1日付け担い手第396号制定）第6の2の（1）、船橋市新規就農者育成総合対策事業補助金交付要綱第5条第1項の規定に基づき青年等就農計画等の承認を申請します。

なお、交付要綱第13の規定に基づき本計画の内容を含め、本事業に係る補助対象者の情報は関係機関において共有されることに同意します。

（参考）

申請に必要な書類

- ①農業経営基盤強化促進法第14条の4第1項に規定する青年等就農計画
- ②船橋市新規就農者育成総合対策事業補助金交付要綱の第1号様式
- ③①の認定書

### 第3号様式

#### 青年等就農計画等承認・不承認通知書

年  月  号

住所(所在地)  
申請者 氏名(団体名及び ) 様  
代表者氏名

船橋市長

印

年  月  日付申請のあった青年等就農計画等の承認について次のとおり決定したので、船橋市新規就農者育成総合対策事業補助金交付要綱第5条第3項の規定により通知します。

#### 1. 承認

交付対象期間	年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> ~ 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/>
--------	---

#### 2. 不承認

理由	
----	--

第4号様式

補助金交付申請書

年　月　日

船橋市長　　あて

申請者　　住所(所在地)  
氏名(団体名及び代  
表者氏名)

船橋市新規就農者育成総合対策事業補助金の交付を受けたいので、船橋市新規就農者育成総合対策事業補助金要綱第6条第1項の規定により、次のとおり申請します。

補助年度	年度	補助金の名称	船橋市新規就農者育成 総合対策事業補助金
補助事業	名称	船橋市新規就農者育成総合対策事業	
交付申請額			円
交付対象期間		年　月　日	
添付書類		年　月　日	
		1 青年等就農計画等承認通知書	
		2 別添1 (県要領別紙様式第16号を一部加筆)	
		3 別添2 (県要領別紙様式第19号の別紙)	

## 経営開始資金交付申請書

年 月 日

船橋市長 あて

氏名

新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知）別記2第6の2の（3）及び千葉県就農準備資金・経営開始資金実施要領（令和4年4月1日付け担い手第396号制定）第6の2の（3）、船橋市新規就農者育成総合対策事業補助金交付要綱第6条第1項の規定に基づき経営開始資金の交付を申請します。

交付期間	年 月 日	～	年 月 日
今回申請する資金の対象期間	年 月 日	～	年 月 日
前年の世帯所得※ <sup>1</sup> 被災による資金の交付休止期間中の所得を除く額※ <sup>2</sup> を記載	(ア)		円
今年の交付金額※ <sup>3</sup> （150万円）	(イ)		円
今回の交付申請額			円
・生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等（例：生活保護制度、雇用保険制度（失業手当）等） ・農の雇用事業、雇用就農資金、就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業、雇用就農者実践研修支援事業による女性（農業法人等として）、経営継承・発展支援事業による助成	<input type="checkbox"/> 受けている又は 受けたことがある <input type="checkbox"/> 受けていない又は 受けたことがない		

※1 本人のほか、同居又は生計を一にする別居の配偶者、子及び父母を世帯とする所得が600万円以下であること。

※2 地方税法第292条第1項第13号に定める「合計所得金額」から前年の資金を除く額。

※3 夫婦で受給している場合、この額の1.5倍を記載すること。

## 資金の振込口座

金 融 機 等 舗 関 店 名	銀行 信用金庫 信用組合 労働金庫 農業協同組合 信用農業協同組合連合会 農林中金			店・所	出張所
	金融機関コード				
	預金・貯金の種類		普通預金・当座預金	口座番号	(当座) 番号
郵便局	記号				
口座名義人	(ふりがな) 氏名				

## 添付書類

- 前年の世帯全体の所得を証明する書類（源泉徴収票、所得証明書、前年の所得証明書発行以前に交付申請を行う場合は税務署等が受理した確定申告書の写し等）。前年の世帯全体の所得が600万円を超える場合は、生活費確保の観点から資金を必要とする理由を書面で提出するとともに、当該事情の根拠書類を添付。
- 別添2（県要領別紙様式第19号の別紙）「個人情報の取り扱い」※  
※2回目以降の申請については、前回から変更が無い場合は記入（添付）しなくてもよい。

船橋市長 あて

### 個人情報の取扱い

以下の個人情報の取扱いについてよくお読みになり、その内容に同意する場合は「個人情報の取扱いの確認」欄に署名をしてください。

#### 就農準備資金等・経営開始資金等に係る個人情報の取扱いについて

県及び市町村は、就農準備資金等・経営開始資金等の実施に際して得た個人情報について、個人情報保護法令等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、県及び市町村は、本事業による補助対象者の研修状況や就農状況の確認等のフォローアップ活動、交付申請内容の確認、国等への報告等で利用するほか、本事業等の実施のために、提出される申請書類の記載事項を、データベースに登録し、必要最小限度内において関係機関（注）へ提供し、又は確認する場合があります。

関係機関	国、全国農業委員会ネットワーク機構、都道府県、市町村、千葉県農業経営・就農支援センター、千葉県農業会議、農業共済組合、認定研修機関
------	---

#### 個人情報の取扱いの確認

「個人情報の取扱い」に記載された内容について同意します

年 月 日

(法人・組織名)

氏名

第5号様式

補助金交付決定通知書

年 第月  
号日

申請者 住所(所在地)  
氏名(団体名及び  
代表者氏名) 様

船橋市長

印

年 月 日付申請のあった補助金の交付について次のとおり決定したので、  
船橋市新規就農者育成総合対策事業補助金交付要綱第7条第1項の規定により  
通知します。

補助年度	年度	補助金の名称	船橋市新規就農者育成 総合対策事業補助金
補助事業の名称		船橋市新規就農者育成総合対策事業	
経費所要総額のうち 補助の対象となる経費		円	
交付決定額		円	
交付予定期間			
交付条件		1 補助事業の内容または経費の配分の変更をするときは、市長の承認を得ること。 2 補助事業を中止または廃止するときは、市長の承認を得ること。 3 補助事業が予定の期間内に完了しないとき又は遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告してその指示を受けること。	

## 第6号様式

## 補助金等交付請求書

年　月　日

船橋市長　　あて

住所(所在地)  
 補助事業者　　氏名(団体名及び代  
 表者氏名)

船橋市新規就農者育成総合対策事業補助金交付要綱第7条第2項の規定により、補助金等の交付を次のとおり請求します。

決定年月日	年月日	番号	第号
補助年度	年度	補助金等の名称	船橋市新規就農者育成総合対策事業補助金
補助事業等の名称	船橋市新規就農者育成総合対策事業		
交付決定額	円		
交付確定額	円		
既交付額	年　月　日　交付 _____ 円 年　月　日　交付 _____ 円 年　月　日　交付 _____ 円 計 _____ 円		
今回交付請求額	円		
未交付額	円		
添付書類	1 補助金等交付決定通知書の写し 2 その他( )		

## 就農状況報告(独立・自営就農)

経営開始〇年目・交付開始〇年目<sub>(1)</sub> (〇～〇月分)

※下線部（1）は、交付が終了した後は「交付終了後〇年目」とする。

年　　月　　日

船橋市長　　あて

氏名

新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知）別記2第6の2の（6）及び千葉県就農準備資金・経営開始資金実施要領（令和4年4月1日付け担い手第396号制定）第6の2の（6）、船橋市新規就農者育成総合対策事業補助金交付要綱第8条第1項の規定に基づき就農状況報告を提出します。

1. 独立・自営就農（予定）時期（どちらかにチェックする。（就農準備資金等の交付を受けた者は必須。経営開始資金等のみの補助対象者の場合は記載不要。））

既に就農している	年　月　日就農
まだ就農していない ※	年　月就農予定

※まだ就農していない場合は、以下の欄は記入不要（添付書類も不要）

2. 農業経営力の向上に資する研修状況※について

（どちらかにチェックする。（経営開始資金等の交付を受けた者は必須。就農準備資金等のみの補助対象者の場合は記載不要。））

※第5の2の（1）のスに規定する農業経営力の向上に資する研修

修了済み
研修名：
修了予定

※修了済みの場合は研修内容がわかる資料を添付

3. 営農実績報告

作物・部門名	作付面積(a)・飼養頭数等
合　計	

農業経営の構成（補助対象者本人・家族労働力）	氏　　名	年齢	補助対象者・補助対象者との続柄（法人経営にあたっては役職）	年間の農業従事日数※	担当業務
			本人		
雇用労働力		(人・日※)			

※1日の農業従事時間を8時間で換算

#### 4. 経営規模の報告

経営耕地	区分		面積 (a)	
	所有地			
	借入地			
特定作業受託面積	作目	作業内容	実績	
			作業受託面積等	生産量
作業受託	作目	作業内容	実績 (作業受託面積等)	
	単純計			
	換算後			

※「特定作業受託」欄に、作目別に、主な基幹作業を受託する農地（申請者が当該農地に係る収穫物についての販売委託を引き受けることにより販売名義を有し、かつ、当該販売委託を受けた農産物に係る販売収入の処分権を有するものに限る。）の作業受託面積等、生産量を記載

「作業受託」欄に、「特定作業受託」欄に記載した作業受託以外の作業受託について、記載。作目別、基幹作業別に、作業受託面積を記載するとともに、「換算後」欄に「作業受託面積÷作業数」により換算した面積を記載する。

#### 5. 前年の総所得（資金を除く）＊1

	万円
--	----

※就農準備資金等の交付対象者で研修終了後に独立・自営就農した者が記入

#### 6. 前年の世帯全体の所得（資金含む）

※経営開始資金等の交付期間中の者のみ記入

	万円
--	----

前年の世帯全体の所得が600万円を超えていてもかかわらず資金交付が必要な理由（超える場合のみ記入）

※本欄は交付主体の記入欄 生活費確保の観点から支援対象とすべき切実な事情の有無（□有 □無） 【所見】
---

## 7. 農業経営基盤強化準備金（※）どちらかにチェックする

	積み立てている
	積み立てていない

※農業者が、経営所得安定対策等の交付金を農業経営改善計画などに従い、「農業経営基盤強化準備金」として積み立てた場合、この積立額について、個人は必要経費に、法人は損金に算入できる制度。

## 8. 地域のサポート体制について

	専属担当者 (経営・技術)	専属担当者 (営農資金)	専属担当者 (農地)
氏名又は職名			

相談実績又は今後相談したいことについて

## 9. 報告対象期間における都道府県主催の新規就農者等交流会（※）への参加について (どちらかにチェックする。)

※県要領第7の2の(12)に規定する都道府県が開催する新規就農者等の交流会

	參加した
	參加しなかった

(「參加した」にチェックした場合は以下も記載する。)

參加した回数	回
交流会の内容 (対象者、実施内容など)	

## 10. 農業共済その他農業関係の保険への加入状況について (どちらかにチェックする。)

	加入している
	加入していない

(「加入している」にチェックした場合は以下も記載する)

加入している農業 共済等の名称	
--------------------	--

## 1 1. 計画達成に向けた今後の課題と改善に向けた取組

(就農準備資金等の交付対象者については県要領別紙様式第1号-1の研修計画の「2就農時に係る計画」、経営開始資金等の補助対象者については青年等就農計画並びに第1号様式の別添1の収支計画の達成に向けた課題、改善策及びその取組状況を記載する。)

計画達成に向けた課題	改善策 (課題解決に向けた改善策を具体的に記入)	改善策の取組状況等 (改善策の取組状況や結果、課題の解決状況を具体的に記入)

## 添付書類

- 別添1. 作業日誌の写し（夫婦型の場合は、それぞれの作業従事状況（作業日、作業内容、作業時間）が分かるよう作成すること）＊2
- 2. 経営開始資金等補助対象者は、決算書及び確定申告時の青色申告決算書（白色申告者は、収支内訳書）の写し（7月の報告の際のみ添付する。）  
就農準備資金等の交付対象者は、確定申告時の青色申告決算書（白色申告者は、収支内訳書）の写し（7月の報告の際のみ添付する。）
- 3. 通帳及び帳簿の写し＊3
- 4. 農地及び主要な農業機械・施設の一覧、農地の権利設定の状況が確認できる書類及び農業機械・施設を自ら所有し、又は借りていることが確認できる書類＊3
- 5. 農業経営改善計画又は青年等就農計画認定書の写し＊4
- 6. 前年の世帯全体の所得を証明する書類（源泉徴収票、所得証明書等）。前年の世帯全体の所得が600万円を超える場合は、必要に応じて生活費確保の観点から資金を必要とする理由欄に記載した事情の裏付けとなる書類を添付（令和3年度以降に経営開始型で承認された補助対象者のみ該当）＊5
- 7. 環境負荷低減のチェックシート（原則、1月の報告の際のみ添付する。）  
＊6

\* 1 7月の報告の際のみ記入する。（資金を除く）

\* 2 就農準備資金等の研修終了後については、就農後、交付期間の1.5倍（県要領第5の1の（2）なお書きにより海外研修を実施した場合は5年間）又は2年間のいずれか長い期間の報告の際に添付する。

\* 3 就農準備資金等の交付を受けた者のうち、親元就農した者が当該農業経営を継承する又は当該農業経営を法人化して当該法人の経営者（親族との共同経営者になる場合を含む。）となる又は親の経営とは別に新たな部門を開始する場合の1回目の報告の際のみ添付する（それ以外の者は、就農届（県要領別紙様式第13号）等すでに提出した書類等から変更がない場合、省略することができる）。

\* 4 就農準備資金等の交付を受けた場合、認定後最初の報告のみ添付する。複数の新規就農者で法人を立ち上げる場合又は既存の法人に役員として加わる場合は、法人の定款等の確認できる書類の写しを添付する。

\* 5 経営開始資金等の交付期間の7月の報告の際のみ添付する。

\* 6 経営開始資金等の交付期間の1月の報告の際のみ添付する。

## 別添1 (国実施要綱と同じ)

## 作業日誌

※ 上記内容が記載された作業日誌であれば、本様式に限らない。夫婦型や複数の新規就農者が新たに立ち上げた農業法人の場合は、それぞれの作業従事状況（作業日、作業内容、作業時間）が分かるよう、別々に作成すること。また、作業受託がある場合は、特定作業受託の作業か作業受託の作業か分かるように記載すること。

## 決算書（（経営開始〇年目 年月～年月））

		計画※ 経営開始〇年目 a	実績 b	実績／計画 b / a
農業収入	○○（作目）	経営規模		
		生産量		
		売上高 (円)		
		経営規模		
		生産量		
		売上高 (円)		
		経営規模		
		生産量		
		売上高 (円)		
	その他			
経営開始資金等（円）				
収入計（円）①（資金を除く）				
収入計（円）②（資金を含む）				

		計画※ 経営開始〇年目 a	実績 b	実績／計画 b / a
農業経営費 (円)	原材料費			
	減価償却費			
	出荷販売経費			
	雇用労賃			
支 出 計（円）③				
【参考】設備投資（内容、金額）				
農業所得計（円）④ = ① - ③				
農外所得（円）⑤		総所得（資金含む）（円） ② - ③ + ⑤		

※計画欄には、第1号様式の別添1の收支計画に記載の該当年の計画値を記載すること。

第8号様式（県要領別紙様式第9号－1－1を一部加筆）

作業日誌（独立・自営就農）  
交付終了後〇年目（〇～〇月分）

年　　月　　日

船橋市長　　あて

氏名

新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号 農林水産事務 次官依命通知）別記2第6の2の（6）及び千葉県就農準備資金・経営開始資金実施要領（令和4年4月1日付け担い手第396号制定）第6の2の（6）、船橋市新規就農者育成総合対策事業補助金交付要綱第8条第2項の規定に基づき作業日誌を提出します。

	作業内容	作業時間
月　週		
月　週		
月　週		
月　週		
月　週		
月　週		
月　週		
月　週		
	合　計	

添付資料

- 確定申告時の青色申告決算書（白色申告者は、収支内訳書）の写し（7月の報告の際のみ添付する。）
  - 農地の一覧及び農地の権利設定の状況が確認できる書類（変更がある場合のみ添付する。）
- ※上記内容が記載された作業日誌を添付することで、作業日誌部分の記載を省略することが可能。

第9号様式（県要領別紙様式第14号－1と同じ）

## 就農状況確認チェックリスト

※1 本様式は、研修状況の確認のためのチェックリストとして例を示したものです。本様式を参考に、研修内容やカリキュラムに合わせた形で研修状況の確認をしてください。

※2 確認に当たっては、補助対象者と研修指導者の両者から聞き取るとともに、実際の補助対象者の研修の実施状況も確認をしてください。

確認対象者住所 :			
確認対象者氏名 :			
経営開始資金交付の有無 :	有	・	無
確認者所属・名前 :			
確認日 :	年	月	日

## 1 補助対象者への面談用（これまでの状況について聞き取って下さい。）

### ア 営農に対する取組状況

a 営農に対する意欲	強い意欲がある · 意欲がある · 意欲がない
b 情報収集について（研修会等への参加、質問・相談の状況等）	積極的に収集している · 収集している · 収集していない
c サポートチーム等関係者の助言・指導への対応	よく聞き実践している · 聞き入れるが実践していない · 聞き入れない
d 地域のコミュニティ・活動への参加・協力状況について	積極的に参加・協力している · たまに参加・協力している · 参加・協力していない

### イ 栽培・経営管理状況

a 栽培管理の技術・知識の習得状況	習得できている · 概ね習得できている · 習得していない
b 機械・機器・施設の操作方法・安全対策の習得状況	習得できている · 概ね習得できている · 習得していない
c 農業経営に関する知識の習得状況	習得できている · 概ね習得できている · 習得していない
d スケジュール管理について	先を見越した管理ができている · 作業が遅れない程度に管理できている · 管理できていない
e 経営管理について	自主的に進めている · 意見を聴きながら進めている · 自主性がない
f 効率化、コスト低減に向けた取組	工夫して取り組んでいる · 取り組むよう努力している · 取り組んでいない
g 経営状況（収支状況）の把握	把握している · 概ね把握している · 把握していない
h 課題の把握	把握し改善に取り組んでいる · 把握し改善策を検討している · 把握していない

### ウ 青年等就農計画等の達成に向けた取組状況

a 経営規模について	① 計画どおりの規模で経営している · ② 概ね計画どおりの規模で経営している ③ 計画どおりに進んでいない。
------------	--

③計画どおりに進んでいない場合は、その理由及び改善策について以下に聞き取る。

[理由]
[改善策]

b 生産量について	
[作物（畜種）名：]	① 計画どおりの量を生産している ・ ② 概ね計画どおりの量を生産している ③ 計画どおりに生産できていない
[作物（畜種）名：]	① 計画どおりの量を生産している ・ ② 概ね計画どおりの量を生産している ③ 計画どおりに生産できていない
[作物（畜種）名：]	① 計画どおりの量を生産している ・ ② 概ね計画どおりの量を生産している ③ 計画どおりに生産できていない

③計画どおりに進んでいない場合は、その理由と改善策について以下に聞き取る。

[理由]
[改善策]

c 売上高について		
[作物（畜種）名：]	①計画どおりの売上げを計上している	・ ②概ね計画どおりの売上げを計上している ③計画どおりの売上げを得られていない
[作物（畜種）名：]	①計画どおりの売上げを計上している	・ ②概ね計画どおりの売上げを計上している ③計画どおりの売上げを得られていない
[作物（畜種）名：]	①計画どおりの売上げを計上している	・ ②概ね計画どおりの売上げを計上している ③計画どおりの売上げを得られていない

③計画どおりに進んでいない場合は、その理由及び改善策について以下に聞き取る。

[理由]
[改善策]

## エ 労働環境等に対する取組状況

a 圃場周辺・作業場・施設内等の整備状況	清潔で快適に整備できている	・ 概ね整備できている	・ 整備できていない
b 農作業安全への取組状況	安全性に十分配慮し事故防止に取り組んでいる	・ 概ね取り組んでいる	・ 取り組んでいない
c 食品衛生管理への取組状況 (加工を行っている場合のみ)	食品の安全性確保のため十分に取り組んでいる	・ 概ね取り組んでいる	・ 取り組んでいない

2 ほ場（現地）確認用 (確認期間中の状況について記載して下さい。)

ア 耕作すべき土地が遊休化されていないか

遊休化されている土地はない ・ 概ね遊休化されている土地はない ・ 遊休化している土地がある ・

作付期間外である

イ 農作物を適切に生産しているか

適切に生産されている ・ 概ね適切に生産されている

適切に生産されていない土地がある（管理が不十分で雑草が生い茂っている土地がある） ・ 作付期間外である

### 3 書類確認用 (これまでの状況について記載して下さい。)

#### ア 農業従事日数

日、 時間

#### イ 帳簿の管理状況

- 適切に帳簿をつけてている • 帳簿をつけているが、一部、記帳されていないものがある • 帳簿をつけていない

#### ウ 農地の権利設定状況 (農地の権利設定に変更があった場合のみ)

- 農地法第3条の許可等(※)により農地の権利を有している • 農地法第3条の許可等を得ていない

※公告のあった農用地利用集積計画、農用地利用配分計画、農地利用集積等促進計画、都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第1項の規定に基づく事業計画又は特定作業受委託契約書による農地の権利設定を含む

#### 変更後の農地面積

所有地	a
借入地	a

### 4 総合所見

## 住 所 等 変 更 届

年      月      日

船橋市長 あて

氏 名

新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知）別記2第6の1の（7）及び千葉県就農準備資金・経営開始資金実施要領（令和4年4月1日付け担い手第396号制定）第6の1の（7）、船橋市新規就農者育成総合対策事業補助金交付要綱第8条第5項の規定に基づき住所等変更届を提出します。

変更前	氏名 住所 電話番号 その他（ ）
変更後	氏名 住所 電話番号 その他（ ）

添付書類：変更後の住所を証明する書類（運転免許証、パスポート等の写し）

## 就農中断届

年　月　日

船橋市長　　あて

氏名

新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知）別記2第6の2の（6）及び千葉県就農準備資金・経営開始資金実施要領（令和4年4月1日付け担い手第396号制定）第6の2の（6）、船橋市新規就農者育成総合対策事業補助金交付要綱第8条第6項の規定に基づき就農中断届を提出します。

就農中断予定期間	年　月　日	～	年　月　日
中断理由			
就農再開に向けたスケジュール	年　月　日		
	年　月　日		
	年　月　日		
	年　月　日		

## 就農再開届

年　月　日

船橋市長 あて

氏名

新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知）別記2第6の2の（6）及び千葉県就農準備資金・経営開始資金実施要領（令和4年4月1日付け担い手第396号制定）第6の2の（6）、船橋市新規就農者育成総合対策事業補助金交付要綱第8条第7項の規定に基づき就農再開届を提出します。

就農中断期間	年　月　日	～	年　月　日
就農再開日	年　月　日		
要就農継続残期間	就農再開日	～	年　月　日

## 離農届

年 月 日

船橋市長 あて

氏名

下記の理由により離農したので、新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知）別記2第6の2の(6)及び千葉県就農準備資金・経営開始資金実施要領（令和4年4月1日付け担い手第396号制定）第6の2の(6)、船橋市新規就農者育成総合対策事業補助金交付要綱第8条第8項の規定に基づき離農届を提出します。

離農日	年 月 日
離農理由	

### 添付書類

- 独立・自営就農者が独立・自営就農を中止又は離農した場合は、農業を廃業したことが確認できる書類（廃業届、経営資産の売却日の証明書、生産物の最終出荷日分かる伝票等）
- 雇用就農者が離農した場合は、退職したことが確認できる書類（離職票、雇用保険受給資格者証、退職証明書、社会保険資格喪失証明書等）

第14号様式（県要領別紙様式第6号を一部加筆）

中止届

年　月　日

船橋市長　　あて

氏　名

経営開始資金の受給を中止しますので、新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知）別記2第6の1の（5）及び千葉県就農準備資金・経営開始資金実施要領（令和4年4月1日付け担い手第396号制定）第6の2の（4）、船橋市新規就農者育成総合対策事業補助金交付要綱第9条第1項の規定に基づき中止届を提出します。

中止日	年　月　日
中止理由	

第15号様式（県要領別紙様式第7号を一部加筆）

休止届

年 月 日

船橋市長 あて

氏名

経営開始資金の受給を休止しますので、新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知）別記2第6の1の（6）及び農業次世代人材投資事業等交付要綱（平成24年8月21日付け担い手第691号）第5条第2項、千葉県就農準備資金・経営開始資金実施要領（令和4年4月1日付け担い手第396号制定）第6の2の（5）、船橋市新規就農者育成総合対策事業補助金交付要綱第10条第1項の規定に基づき休止届を提出します。

休止予定期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
休止理由		
再開に向けたスケジュール	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	

添付書類

- ・母子手帳の写し（妊娠・出産により休止する場合）
- ・被災証明等被災が確認できる書類（災害により休止する場合）

## 経営再開届

年 月 日

船橋市長 あて

氏名

経営開始資金の受給を再開しますので、新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知）別記2（2）第6の2の（5）及び千葉県就農準備資金・経営開始資金実施要領（令和4年4月1日付け担い手第396号制定）第6の2の（5）、船橋市新規就農者育成総合対策事業補助金交付要綱第10条第2項の規定に基づき経営再開届を提出します。

休止期間	年 月 日	～	年 月 日
経営再開日	年 月 日		
交付残期間	年 月 日	～	年 月 日

返還免除申請書

年      月      日

船橋市長 あて

氏名

新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官 依命通知）別記2第6の1の（8）及び千葉県就農準備資金・経営開始資金実施要領（令和4年4月1日付け担い手第396号制定）第6の2の（7）、船橋市新規就農者育成総合対策事業補助金交付要綱第12条第1項の規定に基づき返還免除申請書を提出します。

返還免除を 申請する 理由		
---------------------	--	--